

としま 区議会 だより

平成25年
第4回
定例会

No.237

豊島区議会事務局 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎03(3981)1453 <http://www.city.toshima.lg.jp/kugikai>

平成26年(2014年)2月1日発行

豊島区立公園条例(一部改正) などを可決



4月1日より南池袋四丁目日出公園になります



4月1日より東池袋青空公園になります

豊島区立地域文化創造館の指定管理者 公益財団法人としま未来文化財団
(駒込・柴鴨・南大塚・雑司が谷・千早地域文化創造館)
豊島区立体育施設の指定管理者 コナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループ
(雑司が谷体育館)



目白庭園



平成25年第4回定例会は、11月22日から12月6日までの15日間にわたって開会されました。

今定例会では、豊島区立公園条例(一部改正)など区長提出議案26件を可決、議員提出議案は1件を可決、2件を否決し、報告1件を了承しました。

皆さんから提出された請願・陳情は、1件を採択、2件を閉会中の継続審査としました。

可決した意見書等(要旨)

手話言語法制定を求める意見書

手話は、音声ではなく手や指体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約(条約第8号)には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条は、国・地

方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要です。

よって、豊島区議会は、次の事項について強く要望します。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした、「手話言語法(仮称)」を制定すること。

(衆・参議院議長、内閣総理・文部科学・厚生労働大臣あて)

主な掲載内容

議案等の審議結果一覧	2面
区政のここが聞きたい ～一般質問(要旨)～	3～6面
常任委員会Q&A	7面
視察来訪した議会一覧 特別委員会Q&A等	8面